［略］

第八条第二項	
第三条第一項第一号イ	第十一条第一項第一号イ
第三条第一項第一号ニ	第十一条第一項第一号ニ
第三条第一項第一号ロ	第十一条第一項第一号ロ
携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書
相手方	譲受人等
第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
第三条第一項第二号イ	第十一条第一項第二号イ
第三条第一項第二号ハ	第十一条第一項第二号ハ
第三条第一項第二号ニ	第十一条第一項第二号ニ

［略］

（契約者の本人特定事項の確認の方法）

第十三条　法第九条第一項の規定による契約者の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（法第九条第三項において準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人（以下この条及び第十六条において「みなし契約者」という。）を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等（当該契約者以外のその役務提供契約に係る自然人をいう。以下この条、次条及び第十六条において同じ。）から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真の情報を読み取る方法

ロ　当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて写真なし半導体集積回路付き本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該書類に記載されている契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて写真付き半導体集積回路なし本人確認書類又は写真・半導体集積回路なし本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［同上］

第八条第二項	
第三条第一項第一号イ	第十一条第一項第一号イ
第三条第一項第一号ハ	第十一条第一項第一号ハ
第三条第一項第一号ロ	第十一条第一項第一号ロ
携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書
相手方	譲受人等
第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
第三条第一項第二号ハ	第十一条第一項第二号ハ
第三条第一項第二号ニ	第十一条第一項第二号ニ

［同上］

（契約者の本人特定事項の確認の方法）

第十三条　［同上］

一　自然人（法第九条第三項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人（以下本条及び第十六条において「みなし契約者」という。）を除く。）次に掲げる方法のいずれか

イ　当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等（当該契約者以外のその役務提供契約に係る自然人をいう。以下この条、次条及び第十六条において同じ。）から当該書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

［新設］

ロ　当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類の提示又は代表者等から同号ホに掲げるもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている契約者又は代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法